

函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム実施要領

1 目的

人口の高齢化に伴う障害・虚弱（主に認知症）高齢者の増加により、徘徊等による行方不明や交通事故被害の増加が予想されることから、地域の関係機関の連携により、徘徊高齢者を速やかに保護するとともに、適切な事後処理を講じるものとする。

また、地域支援の充実を図るため、認知症についての正しい知識の普及・啓発を推進する。

2 実施体制

- (1) 本事業は 函館地区（函館市・北斗市・七飯町・木古内町・知内町・松前町・福島町・森町・鹿部町）の関係機関により実施する。
- (2) 事務局は、北海道渡島保健所および北海道警察函館方面本部生活安全課ならびに函館市保健福祉部高齢福祉課で構成し、必要に応じて事務局会議を開催する。
- (3) 事務局は、事業の円滑な推進のため、関係機関との連携強化に努める。

3 事業内容

- (1) 所在不明となった障害・虚弱（主に認知症）高齢者の早期保護
 - ① 情報の一元化と手続きの簡素化
 - ② 関係機関の連携強化
 - ③ 介護者等への周知
- (2) 保護後の対応
 - ① 緊急対応が必要な高齢者の支援
 - ② 保健・医療・福祉の連携
- (3) 認知症に関する正しい知識の普及・啓発

4 関係機関の役割 別紙1のとおり

5 事業のフローチャート 別紙2のとおり

- 附 則 この要領は、平成 9年7月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成16年9月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成17年9月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成18年2月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成25年2月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成26年7月15日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

捜索協力機関・関係機関の役割一覧

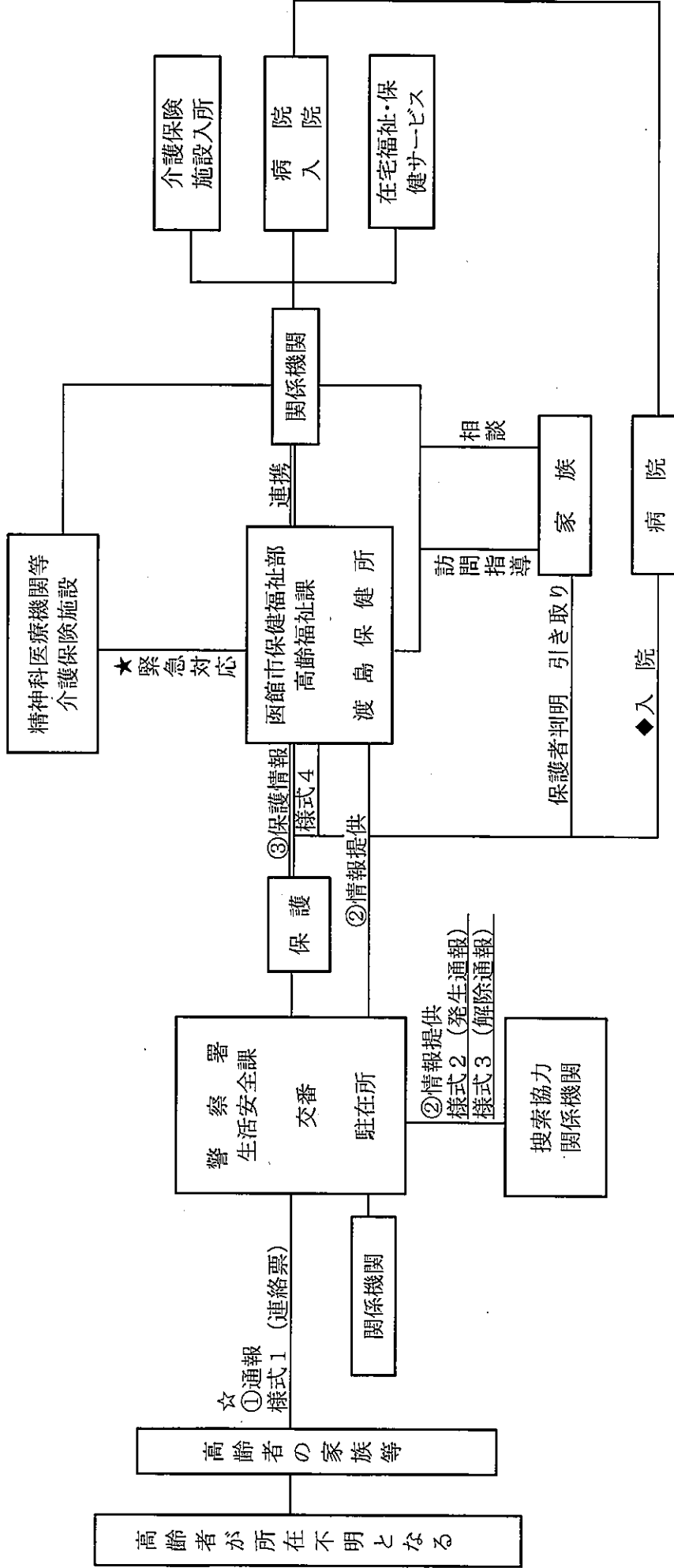
捜索協力機関（団体）の役割

・ 警 察 署	① 家族、協力機関からの通報の受理 ② 捜索活動及び関係機関への捜索の協力要請 ③ 保健所等への保護情報の提供
・ 消防署（消防団）	① 被保護高齢者の医療機関への搬送 ② 要請による捜索活動
・ 郵 便 局 ・ 海 上 保 安 部	・ 要請による捜索活動
・ 警備業関係	・ 要請による捜索活動（通常業務における捜索）
・ バス・ハイヤー・JR等 交通機関	・ 要請による捜索活動（利用客の確認）
・ フェリー関係	・ 要請による捜索活動（乗船客の確認）
・ 放送局関係	・ 要請によるリスナーへの発見協力呼びかけ

関係機関の役割

・ 市町村 ・ 社会福祉協議会 ・ 地域包括支援センター	① 被保護高齢者の処遇検討 ② 被保護高齢者及び介護者に対する支援活動 ③ 地域における連絡体制の整備 ④ 住民に対する本事業の広報と活用の促進 （模擬訓練の実施等） ⑤ 認知症についての理解を高めるための啓発活動 ⑥ 要請による捜索活動への協力 （地域のネットワークの活用等により体制が整備されている場合）
・ 民生児童委員連合会 ・ 町会連合会 ・ 高齢者クラブ連合会 ・ 防犯協会 ・ 認知症高齢者を支える会 ・ 居宅介護施設、通所介護施設、訪問介護施設等のサービス事業者及び関係施設協議会	① 住民に対する本事業の広報と活用の促進 ② 認知症についての理解を高めるための啓発活動
・ 医療機関等	① 患者家族等に対する本事業の広報と活用の促進 ② 医療を要する被保護高齢者（身元不明等）の一時収容 ③ 衰弱等の治療を要する被保護高齢者の収容 ④ 被保護高齢者の処遇検討 ⑤ 関係機関への医療情報等の提供及び他医療機関への紹介
・ 介護保険施設	① 施設利用者家族等に対する本事業の広報と活用の促進 ② 緊急対応を要する被保護高齢者（身元不明者）の一時収容 ③ 介護を要する被保護高齢者の収容
・ 函館市保健福祉部高齢福祉課 ・ 渡島保健所	① 被保護高齢者の処遇検討 ② 被保護高齢者及び介護者に対する支援活動 ③ 本事業の総合調整及び連絡会議等の開催 ④ 住民に対する本事業の広報と活用の促進 ⑤ 認知症についての理解を高めるための啓発活動

函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム実施要領



☆：連絡用紙による通報（電話）の後、
発見されなければ正式の捜索願の提出

◆：①身体的治療（衰弱）
②主治医がいる

★：精神症状や問題行動が特に著しいにもかかわらず、寝たきりの状態に
なく、身体的治療の必要を認めない認知症高齢者において、次の項目
のいずれかひとつ以上に該当する者

- ① 家族が不明
- ② 身元が不明
- ③ 主治医がいないが、いても連絡が取れない
- ④ 家族が遠隔地において、引き取りに1日以上かかる

様式1

《ぬくもりSOSネットワーク》

注意事項

- ・ 公開による捜索（ラジオ局や交通機関等への協力依頼）を望むか、非公開（警察のみによる捜索）を望むかお伝えください。
- ・ ご家族で発見された場合、必ず届出警察署までご連絡をお願いします。

連 絡 票

警察署 課
電話 - 0110 内線

届出年月日	平成 年 月 日 () 午 前 後 時 分				
届出人・保護者	住所 氏名 電話				
行方不明老人	住所名 氏生年月日	明・大・昭 年 月 日生 (歳) 性別 (男・女)			
	体格・人相	身長		眼鏡	レンズ () 縁 ()
		体格	肥・小肥・中肉・やせ (Kg)	頭髪	
		顔色	白・青白・普通・浅黒・赤	血液型	A・B・AB・O
		面型			
	着衣	上衣 ズボン 靴 cm			
	所持金物				
住所・氏名を	言える		言えない		
過去の徘徊歴 発見場所					
状況	不明年月日	平成 年 月 日 () 午 前 後 時 分 天 候 ()			
	不明となった場所				
	状況				
参考事項					
発見時の連絡先	警察署 課 電話 -				
解除理由	平成 年 月 日 () 午 前 後 時 分 ・ 帰宅 ・ 発見				

・ この連絡票は手配解除後、廃棄願います。

様式2

ぬくもりSOSネットワーク発生通報

警察からのお願い

の発見に協力を～		通報番号
いなくなった日時	平成 年 月 日 時 分頃	
いなくなった場所		
いなくなった人	名前	ふりがな 氏・名
	年齢	歳
	性別	男 女
特徴 服装・人相等	身長	センチ位 体格
	頭髪	眼鏡 あり・なし
	上衣	
	下衣	
	所持品等	
	その他	
取扱警察署	函館方面	警察署 電話 ー

発見の際は最寄りの警察署、交番又は110番通報をお願いします。

様式3

ぬくもりSOSネットワーク解除通報

～ ご協力ありがとうございました ～

解 除 日 時	平成 年 月 日 時 分
	<p data-bbox="478 862 1053 907">通報番号 番</p> <p data-bbox="454 1064 1364 1108">[氏名 さん(歳)]</p> <p data-bbox="406 1243 598 1288">については、</p> <p data-bbox="742 1344 1037 1388">発見 ・ 帰宅</p> <p data-bbox="406 1478 909 1523">しましたので手配を解除致します。</p>
取扱警察署	函館方面 警察署 電話 一